

その請求に困ったら司法書士へ

返済に困った……!/?
そんなときは**司法書士**に
相談してみませんか!!

家賃を
滞納した
このままだと
追い出されそう

奨学金が
返せない

忘れていた昔の
借金の
支払い督促が来た

奨学金の請求,
借金の返済, 家賃滞納など

一人で悩むより,
「くらしの法律家」司法書士に
お気軽にご相談ください。

面談・電話にて
相談をお受けいたします。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

ちば司法書士総合相談センターTEL043-204-8333 相談会場は下記の通り※要予約
毎週土曜日：千葉会場（千葉司法書士会館）、松戸会場（松戸商工会議所）
毎月第2・第4土曜日：船橋会場（船橋駅前総合窓口センター）
毎月第4土曜日：稲毛会場（あかりサロン稲毛）、木更津会場（木更津市民総合福祉会館）
毎月最終土曜日：館山会場（館山市コミュニティセンター）
奇数月の第1土曜日：鴨川会場（鴨川市民会館）
偶数月第1土曜日：安房地区巡回相談（3か所）